明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令（三〇二）　二

○排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三〇三）　七

〔省　令〕

○司法試験法施行規則の一部を改正する省令（**法務**二六）　八

○航空機工業振興法施行規則の一部を改正する省令（**経済産業**四五）　八

○環境省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令の一部を改正する省令（**環境**二八）　八

〔告　示〕

○総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**内閣府**二五八）　八

○総合特別区域法第五十六条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**同**二五九）　八

○天皇皇后両陛下は青森県へ行幸啓になる件（**宮内庁**一〇）　八

○天皇皇后両陛下は第六十九回国民体育大会に御臨場になる件（**同**一一）　八

○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**四）　九

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の四第一号イ及びロの規定に基づく主務大臣が定める市町村を定める件（**財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境**一〇）　九

○薬事法第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**三五一）　一〇

○薬事法施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（**同**三五二）　一〇

○地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行令第三条に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を定める件（**同**三五三）　一〇

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**経済産業**一八七）　一〇

○気象測器の型式を証明した件（**気象庁**六）　一〇

〔国会事項〕

内閣　財務省　一〇

〔人事異動〕

内閣　財務省　一〇

〔皇室事項〕

官庁事項　一〇

〔官庁報告〕

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　一一

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一二

最低賃金の改正決定に関する公示（愛媛労働局最低賃金公示一）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団関係　一二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　一三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令（政令第三〇二号）（内閣官房）

1　排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七四号）第二条第二号の政令で定める海域として、二つの海域を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。

◇排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三〇三号）（農林水産省）

1　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七六号。以下「法」という。）第三条から第一三条までの規定を、特定大陸棚の定着性種族に係る漁業等に準用するに当たり、所要の技術的読替えを整備することとした。（第五条第一項関係）

2　法の規定において、政令で定めることとされる事項について、特定大陸棚の定着性種族に係る漁業等に準用するに当たり、所要の規定を整備することとした。（第五条第二項関係）

3　この政令は、平成二六年一〇月一日から施行することとした。